

平成24年3月定例会 原案可決 全会一致
議会案第16号

「福島復興再生特別措置法」の拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年3月22日

提出者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 大城宏之

「福島復興再生特別措置法」の拡充を求める意見書

未曾有の東日本大震災および原子力発電所事故災害から1年を迎えるが、福島復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧など多くの課題が山積している。

本年は、“復興再生元年”とし、福島に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければならない。特に、福島が原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有するものとする。

政府は2月10日に「福島復興再生特別措置法」を閣議決定し国会に提出したが、この法律がより福島県民に寄り添ったものとなるよう、原子力災害に関する国の責任の明確化および県民に対する正確な情報の徹底をはかりつつ、下記の事項について明確にされるよう強く要望する。

記

- 1 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
- 2 放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合、医療や福祉等にわたる措置を総合的に講ずる旨、明記すること。
- 3 除染に伴い生じた廃棄物を保管するための中間貯蔵施設の設置にあたっては、当該施設を最終処分場としないことを明文化するとともに、施設整備に必要な法制上の措置を講ずること。
- 4 復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域に福島県内のすべての地域が含まれるようにするための措置を講ずるとともに、対象事業については、ハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。
- 5 原子力災害からの福島復興・再生に関する安定財源を確保するために、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。
- 6 原子力損害賠償については、国の責任で県民に対する賠償を実現する旨を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

郡山市議会